



鳥取県公報

令和2年11月4日（水）
第9248号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更（589）（道路企画課）	2
	県道の供用の開始（590）（ 〃 ）	2

告 示

鳥取県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年11月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子大山線	米子市赤井手字西中島ノ下640地先から同市尾高字西中島1481地先まで	変更前	9.0 ～ 16.5	140.0
		変更後	12.0 ～ 37.2	156.0
米子丸山線	米子市浦津字村北一522地先から同市下新印字地明寺316-3地先まで	変更前	9.0 ～ 10.9	75.0
		変更後	9.4 ～ 17.4	75.0

鳥取県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年11月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子大山線	米子市赤井手字西中島ノ下640地先から同市尾高字西中島1481地先まで	令和2年11月4日
米子丸山線	米子市浦津字村北一522地先から同市下新印字地明寺316-3地先まで	〃